

**国立大学法人弘前大学
平成 28 年度の業務運営
に関する計画（年度計画）**

平成28年度 国立大学法人弘前大学 年度計画

(注) 内は中期計画,「・」は年度計画を示す。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

《学士課程》

(教育課程)

【1】教育推進機構において,平成28年度から実施する新しい教養教育カリキュラムの成果について,各年度毎に外部試験の活用等による客観的な検証・分析を行い,その結果を教育課程に反映させる。

- ・【1】新しい教養教育科目について,ジェネリック・スキルや英語能力測定のための外部試験等を活用し,教育効果について客観的な検証・分析を進め,カリキュラム評価を行う仕組みを構築する。

《学士課程》

(教育課程)

【2】教育課程全体を見通した専門教育の質的転換を進めるため,ミッションの再定義や学部改組を踏まえ,教養教育を高年次化し,専門教育と接続,学部間や地域との連携による教育内容・方法の改善を図る。

- ・【2】教育推進機構に設置した教育戦略室を中心に,学部4年にわたる教育課程全体を視野に入れた,教育内容・方法の改善に向けたPDCAサイクルを開発する。

《学士課程》

(教育課程)

【3】教育学部においては,青森県における教員養成の拠点としての機能を果たしていくために,学校現場で指導経験を有する教員の割合20%を確保し,地域との連携・協働による教員養成の展開と教職キャリア支援の充実により,青森県における小学校教員採用の占有率50%を達成する。

- ・【3-1】教育学部において,平成28年度からの学部改組(生涯教育課程の廃止及び学校教育教員養成課程の初等・中等教育専攻への改組)に伴い,新しい入試及び教育カリキュラムを実施するとともに,小学校教員養成を強化する教員組織体制等を整備する。
- ・【3-2】地域の教育委員会との連携・協働により,地域の学校現場での教育活動実習を必修授業として開講する。
- ・【3-3】教員養成支援体制の強化を図るため,教育学部に教職支援アドバイザーを増員し,教職キャリア支援に関する計画的な集団指導と日常的な個人サポートを展開する。

《学士課程》

(教育方法)

【4】学生が自らの「学び」をデザインし,自ら学修する時間を確保する主体的な学修を促すため,教養教育における授業の50%以上に能動的学修(アクティブ・ラーニング)を導入する。

- ・【4】能動的学修（アクティブ・ラーニング）の実施状況について全学調査を行い，授業事例を収集し教員向けマニュアルの開発を行うとともに，全学FDや授業研究会等を実施する。また，能動的学修のための教室環境の整備等を行う。

《学士課程》

（教育方法）

【5】これまでの成果を踏まえ，科目ナンバリングの再構築を行うとともに，学生の協力によるSA（スタディ・アシスタント）の体制を整備する。

- ・【5】教育推進機構に，科目ナンバリングの再構築について，検討する委員会等を設置し検討を進め，再構築の方針を決定する。また，SA（スタディ・アシスタント）について，平成27年度の試行結果を検証し，当該検証を踏まえた体制を整備する。

《学士課程》

（教育方法）

【6】地域の人材や資源を活用した実践的な授業を拡充し，地域志向科目を200科目以上開講する。地域の社会人の学び直しのための教育プログラムを開発する。

- ・【6】地域志向科目の開講状況について調査を行い，その結果を踏まえ，開講科目一覧を作成し学内外に提供するなど，地域志向科目の拡充に向けた取組を進める。また，平成27年度に試行した社会人学び直しのための「弘前大学グリーンカレッジ」を継続して実施するとともに，地域の課題に対応した教育プログラムの開発を進める。

《学士課程》

（教育方法）

【7】「地域を志向したキャリア教育」を中心に，学部4年にわたる体系的なキャリア教育を開発・実施し，平成27年度と比較し，県内企業等へのインターンシップ参加学生数を倍増させる。

- ・【7】キャリア教育の体系化に向けて，初年次キャリア教育科目（必修科目）を開講するとともに，高年次キャリア教育科目を試行的に開講する。また，県内企業等へのインターンシップ参加学生数の拡大に向けて，地元企業視察プログラムや新しいインターンシッププログラムを開発・実施する。

《学士課程》

（教育方法）

【8】専門課程への円滑な接続のための科目群を新たに開講するとともに，TA（ティーチング・アシスタント）の積極的活用等を進め，入学前教育も含めたリメディアル教育を拡充する。

- ・【8】AO入試による入学者を対象とした入学前教育プログラムを継続実施するとともに，アドミッション・センターを中心に正課内外でのリメディアル教育の見直しを進める。

《学士課程》

（成績評価）

【9】成績評価の厳格化を進めるとともに，学修成果の可視化としてのポートフォリオ及び達成目標としてのルーブリック等を整備し，学生の主体的な学修を促す評価を導入する。

- ・【9】教養教育科目を中心にポートフォリオ及びルーブリックを導入し，学修成果の可視化を進めるとともに，外部試験による客観的評価を実施し，成績評価の厳格化を進める。

《大学院課程》

【10】専門分野の枠を越えた教育・研究指導を実現するため、各研究科の連携を推進するとともに、大学院における教養教育の在り方を検討し、「大学院共通科目」を再構築する。

- ・【10】教育推進機構において、全学的な大学院改組の検討と連動して、各研究科共通の教養教育の在り方について検討を進める。

《大学院課程》

【11】平成29年度までに教職大学院を設置し、青森県教育委員会等との連携により、優れた実践力を備えた教員養成プログラムを開発・実施するとともに、その修了者の教員就職率85%を確保する。

- ・【11】教職大学院の開設に向け、カリキュラムや教育体制について、青森県教育委員会、各市町村教育委員会及び地域の連携協力校等との間で協議のうえ、実効性のある教員養成プログラム及び実施体制を整備する。

《大学院課程》

【12】地域の社会人学び直しを推進するため、社会人学生を対象とした新たな教育プログラムを開発・実施し、大学院への受入を拡充する。

- ・【12】各研究科における社会人を対象とした教育プログラム、公開講座等の実施状況、全国の大学院等の事例を調査し、これらの結果を踏まえ、新たに大学院レベルの高度な専門プログラムを開講する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【13】教養教育を含む教育改革を企画・推進するため、教育推進機構を再編し、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を一体的なものとした全学的な教学マネジメントを確立する。

- ・【13】教育推進機構において、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを一体的なものとした全学的な教学マネジメントを実施するための組織体制を整備する。

【14】主体的・能動的学修を展開するために、教室の改修をはじめ学修環境を整備する。

- ・【14】教養教育を行う講義棟を中心にワークショップ等を自在に展開できる教室環境の整備を進める。

【15】教育改革を推進するための教育方法研究、地域志向教育を中心としたFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を全学的に展開する組織を整備する。

- ・【15】教育推進機構に設置した教育戦略室を中心に、全学的・計画的なFD実施体制を整備するとともに、参考となる課題別のFD標準プログラムを開発・実施する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【16】学生及び保護者のニーズ把握を進め、独自奨学金等による経済的な支援をはじめ学生生活全般にわたる支援を強化する。

- ・【16】学生と若手事務職員による懇談会を新たに実施するなど、学生・保護者のニーズ把握を進める。また、学内ワークスタディを拡充するとともに、授業料免除基準適用の見直しを行い免除者の拡大など経済的支援の充実を図る。

【17】学生のメンタル面での相談・支援及び関係教職員への啓発・研修を拡充する。

- ・【17】学生の相談・支援にかかわる学生総合相談室相談員等の研修を行うとともに、相談事例の収集・提供、教職員への啓発のためのマニュアル等の充実を図る。

【18】発達障害を含めた障害学生の学修・生活を支援するため、全学的な支援方針を策定するとともに、専門相談室の設置や支援コーディネーターの採用などの支援体制を整備する。

- ・【18】障害学生からの相談や希望による具体的支援、合理的配慮の提供のための専門相談室として「学生特別支援室」を新たに設置するなど支援体制を整備する。

【19】課外活動の支援を強化するとともに、地域との連携によるボランティア活動等のプログラム開発・実施や活動に関する相談・助言、情報提供を行うなど、学生の地域活動の支援体制を整備する。

- ・【19】学生で組織する課外活動団体連合会と大学との協議の機会を増やすとともに、地域志向人材育成に係る事業と連携し、ボランティア活動をはじめ学生が参画できる地域プロジェクトを開発・実施する。

【20】学生と連携した大学づくりを進めるため、学生の提案等により学生が大学の教育・学生支援に協力し主体的に活動する制度を創設する。

- ・【20】学生と教職員が参加し、学生生活の充実や大学の学修環境等について協議する懇談会を実施する。

【21】学生の就職活動の支援について、県内就職を中心に強化・充実を図るとともに、キャリア形成を支援する体制を整備し、県内就職志望率 50% を達成する。

- ・【21】学生就職支援センターを再編し、教育推進機構の下に学生のキャリア形成及び就職支援を担当する「キャリアセンター」を新たに整備する。また、県内就職支援の充実を図るため、県内企業等を対象とした企業見学会を開催する。

(4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置

【22】入学者選抜方法に関する調査研究・企画立案を担当する組織を新設する。入学者選抜改革のための全学的な委員会を設置し、高大接続の観点から A0 (アドミッション・オフィス) 入試の拡充など学生の多様な能力を評価する個別選抜の改革案を策定、実施する。

- ・【22】入学者選抜方法に関する調査研究・企画立案を担当するために設置したアドミッション・センターの活動を拡充する。また、平成 29 年度入試において、全学部で推薦入試を廃止し、学生の多様な能力を評価する A0 入試を実施するとともに、入学者選抜改革のための全学的な委員会を設置して、改革案について検討を進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【23】国際共同研究の推進による国際共著論文数の倍増及び海外研究機関との研究プロジェクトの積極的な推進により、健康科学研究・脳科学研究・放射線科学研究・物質科学研究をはじめとする大学の特徴ある研究の国際拠点を形成する。

- ・【23-1】研究力評価分析による学術成果の客観的指標を用い、国際水準にある研究者に対する重点支援策を決定する。
- ・【23-2】放射線科学及び被ばく医療に関する教育・研究を推進するとともに、海外研究者との国際的ネットワークを構築するため、ヨーロッパやアジア各国の若手研究者を招聘して国際シンポジウム等を実施する。
- ・【23-3】物質科学研究に関して、先駆的な研究を行っている海外研究機関を視察・調査し、本格的な国際共同研究の準備を進めるとともに、必要に応じて研究に関する契約・協定を締結する。

【24】大学及び教員の研究力評価分析を元に新規性・萌芽性のある基礎研究に対して、学内公募型研究助成事業等を推進し、研究資金及び研究環境の重点的な支援及び整備を行う。

- ・【24】大学及び教員の研究力評価分析を元に、新規性・萌芽性のある研究に対する重点支援策を決定する。

【25】地域を中心とした文化財の保存活用等を含めた人文社会科学研究の発展・充実のため、分野を超えた知の結合による学術情報の学際的な視点を踏まえた人文社会科学分野と自然科学分野との共同研究を推進する。

- ・【25-1】北日本における歴史的な気候変動が人間の活動に与えた影響に関する考古学的知見をもとに、今後の環境変動に対する地域の食料獲得戦略の策定等に資する文理融合型研究を行う。
- ・【25-2】津軽，南部，上北地域の集落点検調査に関わる研究委託を青森県より受け、農学生命科学部・人文社会科学部・教育学部の研究者と領域横断的組織をつくり進めていく。

【26】地域における人口減少や健康問題の克服、健康長寿の実現という地域課題の解決と、QOL（生活の質）の向上を図る研究に取り組む。さらに、豊富な食糧資源や観光資源といった地域の強みを活かし、食、健康や福祉の分野に関する文理融合的な地域志向型多領域研究を進める。

- ・【26-1】COC 拠点整備事業の中で「青森ブランド価値創造研究」を実施するとともに、「機関研究（地域志向型）」の実施により、地域課題解決に向けた研究支援を行う。
- ・【26-2】COI 事業におけるコホート連携の中核拠点の役割を担い、各拠点との連携体制を構築する。
- ・【26-3】COI STREAM を実施する医学研究科社会医学講座を中心に、地域住民の大規模な健康診断・運動機能計測を行い、認知症の予兆を発見する方法の探索を行うとともに、理工学研究科と共同で計測システムの開発を推進する。
- ・【26-4】弘前大学の工学系教員、医学系教員に加え、地元企業の研究者、技術者及び東北大学の薬事承認支援関連の教員と協働して、新たな医用システムの開発を推進する。

- ・【26-5】「食料科学研究所」を拠点として、青森県産食料資源の高付加価値化，商品化及び生産技術開発に関する研究を行う。

【27】青森県の特性を踏まえ，安全・安心で持続可能な地域社会に寄与する再生可能エネルギー，環境や被ばく医療に関する研究に取り組む。

- ・【27-1】国の被ばく医療機関として，原子力災害派遣チームへの教育や原子力災害拠点病院の職員に対する教育や実技訓練を行うための人材育成方法や被ばく医療体制の充実を図るための研究を行う。
- ・【27-2】「被ばく医療総合研究所」を拠点として，福島県浪江町復興支援プロジェクト，放射線科学研究及び被ばく医療に関する研究を推進する。
- ・【27-3】「北日本新エネルギー研究所」を拠点として，青森県エネルギー産業振興戦略を踏まえ，太陽電池材料の還元プロセスのスケールアップ，バイオマスガス化炉の設計・試運転・最適化，流体流動解析からむつ燧岳等の地熱掘削計画への提言及び潮流発電の小規模発電実証実験の準備を進める。
- ・【27-4】「白神自然環境研究所」の近傍である大川，大沢川流域を中心とした地区において，環境変動モニタリングサイトを設定し，調査を行うとともに，植物標本 500 点，昆虫標本 10,000 点をめどに収集し，これまでに収集した標本とともに整理保管する。また，白神岳山頂に気象観測定点を設定するとともに，「ひろだい白神レーダー」による白神山地周辺地域の面的気象観測を行う。

【28】原子力関連施設を擁する地域特性に鑑み，海外及び国内機関との連携の下，全学的な「放射線科学」及び「被ばく医療」に係る教育・研究の国際拠点を構築し，特にアジア諸国を中心に国内外における国際的な視野を有する高度専門職業人を育成する。さらに，東日本大震災後の弘前大学の果たしてきた様々な社会貢献をもとに，当該分野におけるリーダーシップを発揮し，国の被ばく医療機関として放射線事故等有事の際には，診療面も含め世界的な貢献を果たす。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【28-1】「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」関連事業を展開し，被ばく医療態勢を充実させるとともに，国内関連機関との連携を進め，ネットワークを構築する。
- ・【28-2】放射線科学・被ばく医療に関わる国際連携，国際共同研究の促進と国際共著論文数，及び放射線科学・被ばく医療に関わる研究促進のための外部資金獲得増を図る。
- ・【28-3】放射線認定看護師養成に向け学内組織体制を整備する。
- ・【28-4】保健学研究科において，被ばく医療コースへの留学生の受入を促進しつつ，青森県や県内放射線・原子力関連機関と連携し，原子力災害医療に対応する人材を育成する。
- ・【28-5】福島県浪江町における「放射線リスクコミュニケーション事業」推進による復興支援を行う。
- ・【28-6】放射線科学及び被ばく医療に関する教育・研究を推進するとともに，海外研究者との国際的ネットワークを構築するため，ヨーロッパやアジア各国の若手研究者を招聘して国際シンポジウム等を実施する。（再掲）

【29】短命県青森の健康対策から健康長寿社会の実現に向けた総合的・学際的な課題解決を図るため、COI 研究推進機構，子どものこころの発達研究センター，北日本健康・スポーツ医科学センターその他既存の社会医学系組織を発展的に統合し，社会変革に必要な総合的研究・対策を可能とする革新的な教育研究拠点「社会医学総合研究センター」（仮称）を創設する。本センターでは，産学官民連携の下，高齢者から子供までの幅広い世代における社会医学的・スポーツ医科学的研究を行い，国民の健康増進に関する提言，各種講演会・研究会等の開催，共同研究や国際交流等による指導的人材の育成を通じ，地域の活性化とともに我が国における医学的観点からの健康・支援対策の社会実装モデルを提案する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【29-1】大学院医学研究科の社会医学系組織（社会医学講座，附属子どものこころの発達研究センター，北日本健康・スポーツ医科学センター等）を発展的に統合し，「社会医学総合研究センター」（仮称）を設置する。
- ・【29-2】弘前大学 COI 研究推進事業の中で，岩木健康増進プロジェクトで行っているコホート研究のほかに京都府立医科大学や九州大学で行うコホート研究との連携を図る。
- ・【29-3】子どものこころの問題解決のための研究を推進するため，附属子どものこころの発達研究センターが中心となって弘前市の5歳児発達健診の疫学的追跡調査を行い，発達障害の早期診断，早期療育を確立する。
- ・【29-4】大学院医学研究科博士課程に新たに「スポーツ医科学・社会医学推進枠」を設定し，スポーツ医科学を基盤にした社会貢献及び医学的知識を基盤にした地域の健康づくり等に関する指導的人材の育成を開始する。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【30】大学の研究環境機能の高度化を図るため，「研究基盤支援センター」（仮称）を中心に研究施設・設備の共用化やリユース，技術専門職等の育成を進めるとともに，図書館，資料館等を先端研究成果の発信拠点として位置付け，情報発信力を強化する。

- ・【30-1】機器分析センターの「研究基盤支援センター」（仮称）への改組に関する検討を進めるとともに，研究施設・設備の共用化及び技術職員の育成を行う。
- ・【30-2】学術雑誌掲載論文，紀要論文，学位論文，科学研究費報告書等の弘前大学の教育・研究活動において作成された電子的形態の教育・研究成果を収集し，弘前大学学術情報リポジトリの登録件数の向上を図る。
- ・【30-3】資料館において，各部局で蓄積してきた貴重な研究や教育に関わる資料や器具等を積極的に調査し展示していく。また，企画展では学内の各部局教員やグループによる調査研究の成果を市民にも随時発信する。

【31】研究パフォーマンス分析機能の整備や，リサーチ・アドミニストレーション機能の充実により，研究支援に係る人的資源及び体制を強化する。

- ・【31-1】研究支援に係る人的体制整備及び外部資金拡充のため，リサーチ・アドミニストレーション機能を充実させ，体制を強化する。
- ・【31-2】大学改革推進経費を活用して実施していた研究パフォーマンス分析について，本学独自の取組として進化させ，研究に関する運営の判断材料を提供する。

【32】異分野間の連携や融合を促進し，学内研究組織体制や研究拠点形成を強化するとともに，優秀な若手研究者の発掘や育成に資する目的で，戦略的な独自の学内支援事業により，若手研究者等を対象とした機関を代表する特徴ある研究を支援する。

- ・【32-1】これまで実施してきた機関研究の研究成果を踏まえ，新たな研究拠点の形成を見据え学内助成事業を改組する。
- ・【32-2】これまで実施してきた学内公募型支援事業を見直し，優秀な若手研究者等の支援策を決定する。

【33】持続的な研究開発及びイノベーションを創出・促進する人材の育成・確保のため，研究・イノベーション推進機構を中心に，産金学官による戦略別・分野別クラスターを組成するなど，学外とのオープンな連携体制を強化する。

- ・【33-1】学外とのオープンな連携体制強化に必要となる研究シーズデータベースを構築する。
- ・【33-2】企業等との連携を強化し，本学の産学連携活動を推進するため，係るアドバイザーを増員し，マネジメント体制を強化する。

【34】保有する知的財産の価値を最大化するため，研究開発成果の権利化，秘匿化，標準化を適切に使い分ける戦略を構築し，知的財産の創造基調から活用・保護に焦点を移したマネジメントにより，持続的かつ高付加価値につながる研究開発を支援することで，未利用特許のライセンス供与を含む活用数や地域企業との共同出願特許件数の増加などを図る。

- ・【34-1】特許権の無料開放等技術移転を促進する取組も視野に入れた知財活用マネジメント方法の検討を進め基本方針を策定する。
- ・【34-2】全教職員・学生を対象とした，知財専門家による知財セミナーを実施し，専門知識及び知的財産に関する意識の向上を図る。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【35】地域を志向した教育・研究を推進し，地域の発展に積極的に貢献する人材を育成するとともに，地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域課題の解決や地域資源の利活用を促進するため，自治体や経済界等との包括協定数を平成 27 年度と比較して 1.5 倍に増加させ，地域振興への取組を組織的に展開する。

- ・【35-1】COC 事業として，平成 28 年度から実施する新しい教養教育カリキュラムを中心とした全学的な地域志向教育の拡充を図るとともに，地域課題に直結する研究の強化と多様な機関との連携を推進する。
- ・【35-2】COC+事業として，事業協働機関である大学・自治体・企業等との連携のもと，青森・弘前・八戸・むつ圏域の 4 ブロックを中心に学生の地元就職・起業支援のための事業を展開するとともに，雇用創出に向けたプロジェクトを推進する。
- ・【35-3】地域の自治体や経済界等との包括連携協定を締結するとともに，協議会や自治体等職員を講師とした講演会を実施する。また，地域の他の高等教育機関との連携活動にも参画し，地域課題の解決に向けた共通事業，人材交流，学術情報交流を実施することにより，地域関連機関との組織的な連携を強化・拡充に向けた取組を推進する。

【36】 本学の有する専門的かつ幅広い知的資産を活用して，社会人の学び直しや地域の分野別リーダー的人材の育成等，社会の多様なニーズに応じた教育機会を提供する。

- ・ 【36-1】 本学の有する知的資産を活用し，大学開放事業や地域課題の解決法をはじめとする多様な学習機会の提供等，地域活性化の中核拠点として，ライフ・ステージに応じた幅広い生涯学習事業を実施する。
- ・ 【36-2】 本学の有する知的資産を活用し，社会人の学び直しや地域で活躍する実践者及び専門家の育成等に資する生涯学習事業を実施する。

【37】 附属図書館，出版会，資料館をはじめとする学内の組織・諸施設の連携を一層推進する。それぞれの特色を活かしながら文化活性化の拠点として，学術的成果の発信と地域の要請に応える活動を強化するため，貴重資料の公開，特色ある地域文化に関する書籍刊行，研究成果や大学の方向性を明らかにする展示などを実施する。

- ・ 【37-1】 能動的学習（アクティブ・ラーニング）を促進するため，学内組織と連携して関連事業の実施や学生の主体的な学修意欲の向上・育成に役立つ資料を充実するなど，学修支援機能を強化する。
- ・ 【37-2】 出版会において，各教員の研究成果の発表のほか，教科書の刊行，学生や職員以外による出版を継続して行う。特に地域文化の活性化に資する，特色ある書籍を刊行し，大学の地域貢献に寄与する。また，学内の組織・諸施設等の特色ある取組について，成果を一般に広く公表するために書籍化を推進する。
- ・ 【37-3】 資料館において，本学における最新の研究や調査結果などの展示内容を充実させて学外に発信する機能を強化するとともに，学内各部局施設との情報連携を密にする。

【38】 地元自治体や産業界，高等教育機関等との連携を強化し，青森県全域の創生及び活性化を推進する戦略拠点「地域連携センター」（仮称）を整備し，地域のネットワーク機能等の強化を図るとともに，本学の強み特色を活かし，産金学官一体的な文理融合型共同研究を進め，地域に賦存する食・環境・観光・自然エネルギー分野での新たな産業やビジネスモデル，雇用を創出するとともに，当該分野を担う人材の育成・交流を通じて，地域の創生・発展を牽引する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【38-1】 地域との組織的な連携を強化・拡充するため，新たに社会連携部を設置して学内の推進体制を整備するとともに，青森県全域の戦略拠点となる「地域連携センター」（仮称）の基本構想を策定する。
- ・ 【38-2】 地域の自治体や経済界等との包括連携協定を締結するとともに，協議会や自治体等職員を講師とした講演会を実施する。
- ・ 【38-3】 地域の観光人材育成を目的としたワークショップ及び養成講座等を実施する。
- ・ 【38-4】 青森県産の優れた食料資源の安定した生産環境の構築に向け，地域のエネルギー資源・環境についての研究をし，成果発表を実施する。
- ・ 【38-5】 食品機能性を生かした青森県産食品素材の高付加価値を図るための開発を行うとともに，国際市場を視野に入れた販売戦略の立案と輸出拡大に向けた環境づくりを整備する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【39】海外研究機関との積極的なネットワークを形成するとともに、海外拠点等を活用した教職員・学生の国際交流を推進する。

- ・【39】海外協定校との研究者交流の実施及び海外拠点を設置した大学との研究者交流プログラムを増加させるとともに、新規海外協定校を開拓する。

【40】国際性を涵養するため、日本人学生と外国人学生とが一緒に授業を受ける機会を拡充するとともに、学生の英語力向上を図るため、英語による授業を拡充する。

- ・【40】主として留学生向けに開講している国際交流科目を新たに教養教育科目へ移行し、日本人学生と外国人学生が一緒に授業を受ける機会及び英語による授業を拡充する。

【41】学生の海外派遣プログラムを推進するとともに、経済面を含め派遣学生に対するサポート体制を強化し、平成 27 年度と比較し、留学を含む海外派遣学生数を 1.5 倍以上にする。

- ・【41】派遣学生数の増加のため、現在全学的に実施している「HIROSAKI はやぶさカレッジ」のプログラム内容等を発展的に見直すとともに、学生海外 PBL プログラムなど学生の海外派遣支援を拡充する。

【42】地域と連携した留学生用民間寄宿舎制度を確立し、受入留学生の支援体制を強化・充実させるとともに、海外大学フェアに積極的に参加し、平成 27 年度と比較し、受入留学生数を 1.5 倍以上にする。

- ・【42】学生寮を改修し新たに国際寮を整備し、留学生と日本人学生の日常生活の交流を支援するとともに、留学生用民間宿舎の調査を行う。また、海外大学フェアへの積極的参加及び単独開催に加え、入学実績のある国内日本語学校（東北、関東等）への広報を拡充する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【43】各診療部門特有の診療機能に関するクオリティ・インディケータ（医療の質に関する指標）を新たに設定し、安心・安全で質の高い医療を提供する。

- ・【43-1】医療の質を表すクオリティ・インディケータを新たに選定する。
- ・【43-2】ISO9001 の認証審査、医療安全及び感染対策に関する相互チェックの実施など、第三者機関による病院評価を実施する。
- ・【43-3】医療安全及び感染対策を強化するため、職員全体の意識向上と情報共有を目的とした講演会等を開催する。特に医療安全管理に関し、内部通報制度の見直しを行うなど組織体制を整備する。

【44】高度急性期病院としての役割を踏まえ、地域医療機関、地方公共団体等との連携を強化し、地域におけるがん及び脳卒中等の医療課題に積極的に取り組む。

- ・【44-1】地域医療機関との連携を強化するため、総合患者支援センターでの新患予約対応を拡大する。また、行政と連携し、地域医療圏における中東呼吸器症候群(MERS)等発生時の対応予行演習や感染対策に関する研修会を開催する。

- ・【44-2】地域の要請に応え，外科系二次救急輪番を開始する。

【45】被ばく医療及び高度救命救急医療の中核的役割を担うとともに，災害医療においては，地域の防災訓練に指導・助言するなど積極的に参画する。

- ・【45】被ばく医療に関する知識向上を目的とし，全職員を対象とする研修会等を開催するとともに，本院の災害対策能力の底上げを図るためトリアージを含む総合防災訓練を実施する。

【46】地域と連携した専門医養成体制の充実・強化を図るため，「医師キャリア形成支援センター」（仮称）を設置し，高度医療を提供できる専門医を養成する。

- ・【46】専門医資格取得に関する研究業績を充実させるため，専門研修医及びその指導者に対し海外の学会出席に係る旅費を支援する。

【47】医療人の専門性，国際性の向上及び臨床現場への定着，復帰支援のため，「総合臨床教育センター」（仮称）を設置し，教育・研修体制を充実する。

- ・【47-1】本院及び地域のがん専門薬剤師の養成を推進するため，日本病院薬剤師会ががん専門薬剤師研修施設の申請を行う。
- ・【47-2】メディカルスタッフの復帰支援，国際性向上のための研修を実施するとともに，地域の看護職員等を含めた実践力向上のための研修等を実施する。

【48】臨床試験管理センターに生物統計専門家等を配置し，臨床研究及び臨床試験の支援体制を強化する。英語研究論文年間140編以上とする。

- ・【48-1】臨床研究等を推進するため，研究者の依頼に応じてモニタリング及び監査を実施する。
- ・【48-2】先進的医療技術の研究・開発を推進するとともに，学内外機関との共同研究を実施する。

【49】国の財政状況等を踏まえ，老朽化した病棟の改修計画を進める。さらに，医療機器等をマスタープランに則り計画的に更新し基盤整備を行う。

- ・【49】老朽化した病棟の改修計画案を策定するとともに，医療機器等を計画的に更新する。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

【50】学部長・研究科長のリーダーシップの下，附属学校における教育・研究・教員養成に関して学校運営体制の見直しを行う。

- ・【50】教育学部と附属学校との間に運営協議会を設置し，改組後の新学部や設置が予定される教職大学院との連携を強化するための附属学校園運営体制の整備を進める。

【51】教育委員会や公立学校などと連携を図り，地域が抱える教育課題の解決のため，環境教育，健康教育，インクルーシブ教育等の教育プログラムを研究・開発する。

- ・【51】教育学部と地域の教育委員会とで展開する連携推進協議会の活動に参画し，環境教育，健康教育，インクルーシブ教育等に関する地域のニーズを把握する。

【52】総合大学の強みを活用し，学部・研究科を超えた多様な学問領域を融合し，アクティブ・ラーニングをはじめとする新しい教育方法の研究・開発を行う。

- ・【52】アクティブ・ラーニング等をはじめとする新しい指導方法について，児童・生徒が身に付けるべき資質・能力や教科横断的・教科連携的な指導の視点から研究方針を策定する。

【53】教育学部及び教職大学院との連携の下，附属学校教員と学生とによる協働的な省察活動を組み入れた質の高い教育実習指導体制を構築することで，多様で困難な教育課題に対しても果敢に取り組み，柔軟かつ適切に対処できる実践的指導力を育成する。

- ・【53】学部教員・附属学校教員と学生とによる協働的な省察活動を組み入れた質の高い教育実習指導体制を整備する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【54】学長のリーダーシップを発揮し，迅速な意思決定を可能にするガバナンス体制を確立するため，学長補佐体制の整備や IR（インスティテューショナル・リサーチ）機能を強化する。

- ・【54-1】学長のリーダーシップ及び補佐体制強化のため，学長，理事，副学長，学長特別補佐等の執務室を本部棟内に配置するとともに，定期的に学長の意思を共有するための懇談会を開催する。
- ・【54-2】本学の教育，研究等に関するデータの一元管理を目的とした「弘前大学 IR データ管理システム」の運用を開始し，大学運営に関し統括的な観点から収集・分析を行う。

【55】社会や地域のニーズに対応した戦略的・機動的な組織運営とガバナンス体制を確立するため，経営協議会をはじめ学外者の意見を聴取する機会を拡充するとともに，法人運営の改善・強化に積極的に反映させる。

- ・【55】有識者懇談会等を実施し，学外者の意見聴取の機会を拡充する。

【56】良質なガバナンスの確立と運用のため，監事監査のサポート体制を整備するなど監事機能を強化する。

- ・【56-1】監事が大学の運営状況等に関する情報を多面的に得る機会を拡充するため，学内の重要な会議に監事を陪席させるとともに，監事と学長選考会議との意見交換を行う体制を整備する。
- ・【56-2】監事の指示の下，監査計画に基づき監事監査をサポートする。

【57】全学的な視点による教員の選考と機動的な教員配置を実現するとともに，教育研究の活性化を図るため，教員定員の 20% への年俸制の適用及び外国人教員数を平成 27 年度と比較し倍増させる。また，ポイント制による教員定員の管理を行い，若手教員の雇用を推進する体制を整備する。

- ・【57-1】全学的な視点による教員配置を行うため、教員の採用・補充等については、学長を委員長とする全学教員人事委員会の承認に基づき実施するとともに、外国人教員による補充が可能なポストを確認しつつ、教員公募を行う。
- ・【57-2】教員組織の活性化・弾力化を図るため、教員の配置について定員制からポイント制へ移行する。

【58】教員個々の役割や貢献度等を踏まえた業績評価及び評価に基づく柔軟かつ効果的な人事・給与制度を構築する。

- ・【58-1】各教員の業績や貢献度等をより客観的かつ総合的に評価できる新たな評価制度を構築するための制度設計を行う。
- ・【58-2】教員の年俸制適用の推進に向け、年俸制適用教員に対する業績評価結果を踏まえた給与の決定方法を構築する。

【59】組織的かつ計画的な人材の育成・確保を行うため、SD（スタッフ・ディベロップメント）プログラムを整備する。

- ・【59】SDプログラムの整備に向けて、「国立大学法人弘前大学人材育成方針（研修の体系化）」を見直し、人事異動の方針も加味した新たな人材育成方針を作成する。

【60】職員の視野を広げ多様な経験を積むことで企画力・折衝力等を向上させるため、国の機関及び他大学等との人事交流等について、派遣先を民間企業や地域の自治体等へ拡充するとともに、グローバル化に対応するため、語学研修の実施等を通じて職員の英語をはじめとする外国語能力を向上させる。

- ・【60-1】北東北国立3大学事務職員人事交流及び文部科学省行政実務研修生等による国の機関との人事交流を実施するとともに、民間企業等への派遣研修について、受入が可能な機関等を調査する。
- ・【60-2】外国語能力向上に対して実効性のあるプログラムの策定に向け、本学におけるグローバル化推進の観点から必要な言語を調査・整理する。

【61】戦略的な施策に重点配分するために、全学的な視点に立った学内資源の再配分を行うこととし、戦略的な経費を学内予算総額（外部資金等を除く）の10%以上にする。

- ・【61】トップマネジメント経費を拡充し、学部改組等の大学改革や強み・特色を活かした機能強化の取組に対して学長のトップダウンで重点配分する。

【62】サテライト拠点の機能強化を図る目的で、東京事務所を活用した首都圏エリアにおける積極的な情報の収集及び発信を行う。

- ・【62】東京事務所を活用して、各省庁等の情報収集や関係機関（各自治体、大学等）と連携し首都圏における本学の活動を支援しつつ、URAによる産学連携活動を推進する。

【63】ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備や次世代育成支援対策、ジェンダーバランス改善等の取組により、男女共同参画を推進する。なお、ジェンダーバランスの改善にあたり、女性教員の採用比率年平均27.5%、在職比率19.0%にし、上位職（学長・理事・監事・副学長・学部長・評議員相当）の女性を平成27年度と比較し倍増させる。

- ・【63-1】育児・介護に係る休暇・休業等に関する規則等の拡充に向けた検討を行うとともに、子育て・介護についての相談会を実施する。
- ・【63-2】女性優先公募，面接時交通費支援等により，女性教員の応募・採用を促進する。
- ・【63-3】管理職セミナー及び教職員意見交換会の開催，広報誌発行等を通じた情報発信により，男女共同参画の一層の意識啓発を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【64】平成 28 年度に入学定員の見直しを含む学部改組及び大学院定員の再配分を実施するとともに，学長のリーダーシップの下，IR（インスティテューショナル・リサーチ）を活用した学内情報の調査分析に基づき検証を行い，定員規模を含めた教育研究組織の見直しを戦略的・重点的に行う。

- ・【64】平成 28 年度学部改組及び大学院の定員増について，入試状況の調査分析を行う。

【65】教員養成に特化した高度専門職業人を養成するため，青森県教育委員会等と連携・協働しつつ，平成 29 年度までに教職大学院を整備する。

- ・【65】平成 29 年度設置に向けた教職大学院の設置計画を確定するとともに，施設・設備等を整備する。

【66】大学院研究科の見直しに取り組み，地域の課題解決やイノベーション創出に重点を置いた，領域融合的な教育研究体制を構築する。

- ・【66】新研究科における教育研究領域・分野，目的及び養成する人材像等について検討を行い，中間まとめを作成する。

【67】本学の強み・特色である附置研究所の機能をより一層伸長し，地域の活性化に貢献するため，柔軟性のある研究組織に再編成する。

- ・【67】研究所の更なる機能強化に向け，有機的・発展的な再編のための基本的な考え方を取りまとめる。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【68】情報化やアウトソーシングなどにより事務処理の合理化・質の向上を図るとともに，本部と部局との連携体制の強化等，効率的かつ機能的な事務組織・運営体制を構築する。

- ・【68-1】「弘前大学事務業務の効率化・合理化推進方策実施要項」を新たに策定し，第 3 期中期目標期間における更なる事務等の効率化・合理化の方向性を明確にする。
- ・【68-2】本部と部局との連携体制の強化等，効率的かつ機能的な事務組織・運営体制を構築するため，事務職員の的確な配置に関する調査を実施する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金，寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【69】教育・研究活動の一層の強化・充実を図るため，新たに基金を創設するとともに，積極的な募金活動を展開する体制等を整備し，平成 27 年度と比較し，寄附金の受入額を 10% 以上増加させる。

- ・【69】平成 27 年度新たに創設した「弘前大学基金」への寄附を促進するため，寄附方法の拡充とともに，募金活動を充実することで，寄附金の増収を図る。

【70】資金の獲得増に向けた取組として，「弘前大学科研費申請の基本方針」及び「競争的資金申請の基本方針」を随時見直し，学内の学術情報や学術・人的資源を正確に把握し，それらを最大限活用した外部資金の獲得のため組織的な研究支援を行う。

- ・【70-1】資金の獲得増に向けた取組として，「弘前大学科研費申請の基本方針」及び「競争的資金申請の基本方針」を見直し，効果的な外部資金獲得のための研究支援を行う。
- ・【70-2】研究支援体制の充実を図るため，間接経費の配分方針の見直しを実施し，間接経費の効果的な運用を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【71】管理的経費の執行状況やコスト削減実績の分析結果等に基づく新たなコスト削減計画を策定するとともに，予算執行の一層の効率化を図り，経費を抑制する。

- ・【71】第 3 期中期目標期間におけるコスト削減計画を策定し，管理的経費の削減に取り組む。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【72】教育・研究組織の再編を踏まえ，施設の点検評価を実施して，教育研究スペースの共有化を図るなど，全学的な視点から学長のリーダーシップに基づく戦略的な施設の再配分を行う。

- ・【72】施設の点検評価方法及び施設の再配分方針を整理し，作業計画等の策定を進める。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【73】組織の強みや特色の伸長を重視した評価項目や評価基準等を策定し，自己点検及び外部評価からなる新たな評価制度を開発し，全ての教育研究組織（分野）において実施する。

- ・【73】学部・研究科，研究所等を対象に，組織の活性化を目的とする新たな評価制度の構築に向け，新システムの制度設計を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【74】広報マネジメント体制を強化するとともに、民間手法を活用した企画競争による新たな広報活動を展開する。

- ・【74】民間手法を活用した広報活動のために企画競争を実施し、研究成果を発信することで大学ブランド力を高めるイベントを開催する。

【75】各種メディアを活用し、本学の活動状況や活動成果に関する情報を国内外へ積極的に発信し、平成27年度と比較し、HP等へのアクセス件数を1.5倍にする。

- ・【75】各種広報媒体を活用した大学ウェブサイトのアピール活動を積極的に展開することにより、国内外のアクセス数の伸びを検証する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【76】多様化する教育・研究活動等に対応し、国の財政状況等を踏まえ、安全・安心で環境に配慮した施設を整備するとともに、既存施設等の修繕計画を策定し、計画的な維持保全を行う。

- ・【76-1】文京町講堂耐震改修工事及び戦略本部棟改修工事を実施するとともに大学改革に伴う教育・研究施設を整備する。
- ・【76-2】既存施設等の修繕計画及び基幹設備（インフラ）の更新計画について策定を進める。

【77】教育・研究組織の再編を踏まえ、キャンパスマスタープランを見直す。

- ・【77】キャンパスマスタープランの見直しに係る基本的方向性を整理し、作業計画等の策定を進める。

【78】全学情報基盤システムの運用状況の調査及び更新を行うことにより、情報セキュリティマネジメント及び事業継続マネジメントを適切に運用し、安心・安全なデジタルキャンパス環境整備の一層の充実を図る。

- ・【78-1】学内情報基盤環境の充実に向けて、弘前大学情報基盤システムの利用状況を調査する。
- ・【78-2】情報セキュリティマネジメントの適切な運用に向けて、本学における情報資産の調査を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【79】法令を遵守し、安全衛生に関する講習会を開催するなど安全管理関連の活動を実施し、安全管理の周知と知識を向上させる。

- ・【79】安全衛生に関する講習会の開催や産業医の職場巡視等を行う。

【80】学生・教職員を対象とした総合防災訓練を行うなど防滅災活動を実施するとともに、防災講習会等の開催により防滅災に関する知識を啓発する。

- ・【80-1】地震発生を想定した実践的な総合防災訓練等を実施する。
- ・【80-2】防災に関する講習会等の開催により、防災意識の高揚を図るとともに防滅災に関する知識を啓発する。

【81】構成員の安全意識を向上させるため、弘前大学ハザードマップを策定・公表する。

- ・【81】ハザードマップ策定のための基本計画を検討するとともに基礎調査等を実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【82】研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に対する規範意識を徹底するため、説明会及びe-ラーニング等を活用し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して研究倫理教育を実施する。

- ・【82-1】学内における各種説明会等を活用し、不正経理等の防止について周知徹底するとともに、構成員の規範意識を向上させるため、コンプライアンス教育を実施する。
- ・【82-2】研究活動における不正行為防止に関する説明会及びe-ラーニング等を活用した研究倫理教育を実施し、法令等に基づく適正な法人運営を行う。

【83】不正発生要因の分析を行い、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施し、牽制機能を強化・充実する。

- ・【83】不正発生要因の分析に基づき、内部監査実施計画書にリスクアプローチ監査の手法を導入した監査を実施する。

【84】情報セキュリティセミナーの定期的な開催及びe-ラーニングの活用により、教職員・学生に対する情報セキュリティ教育の充実を図る。

- ・【84-1】情報セキュリティセミナーを開催し、教職員や学生に対して情報セキュリティに関する知識及び対策について啓発を図る。
- ・【84-2】新入生、新採用職員及び新任教員に対して、e-ラーニング教材を活用した情報セキュリティ教育を実施し、情報セキュリティ意識の向上を図る。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2,644,026千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
文京町講堂耐震改修， 文京町戦略本部棟耐震改修， 小規模改修， 手術支援システム	総額 499	施設整備費補助金 (89)
		長期借入金 (363)
		(独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (47)

(注)施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

全学的な視点による教員配置を行うため、教員の採用・補充等については、学長を委員長とする全学教員人事委員会の承認に基づき実施するとともに、外国人教員による補充が可能なポストを確認しつつ、教員公募を行う。

教員組織の活性化・弾力化を図るため、教員の配置について定員制からポイント制へ移行する。

教員の年俸制適用の推進に向け、年俸制適用教員に対する業績評価結果を踏まえた給与の決定方法を構築する。

SDプログラムの整備に向けて、「国立大学法人弘前大学人材育成方針(研修の体系化)」を見直し、人事異動の方針も加味した新たな人材育成方針を作成する。

北東北国立3大学事務職員人事交流及び文部科学省行政実務研修生等による国の機関との人事交流を実施するとともに、民間企業等への派遣研修について、受入が可能な機関等を調査する。

外国語能力向上に対して実効性のあるプログラムの策定に向け、本学におけるグローバル化推進の観点から必要な言語を調査・整理する。

本部と部局との連携体制の強化等、効率的かつ機能的な事務組織・運営体制を構築するため、事務職員の的確な配置に関する調査を実施する。

(参考1) 28年度の常勤職員数 1,607人
また,任期付き職員数の見込みを 343人とする。

(参考2) 28年度の人件費総額見込み 16,615百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算，収支計画及び資金計画

1. 予算

		(単位：百万円)
区	分	金額
収入		
	運営費交付金	10,576
	施設整備費補助金	89
	船舶建造費補助金	0
	補助金等収入	303
	大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	47
	自己収入	23,319
	授業料，入学料及び検定料収入	4,175
	附属病院収入	18,909
	財産処分収入	0
	雑収入	235
	産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,500
	引当金取崩	117
	長期借入金収入	363
	貸付回収金	0
	目的積立金取崩	0
	出資金	0
計		36,314
支出		
	業務費	32,306
	教育研究経費	14,631
	診療経費	17,675
	施設整備費	499
	船舶建造費	0
	補助金等	303
	産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,500
	貸付金	0
	長期借入金償還金	1,706
	国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
	出資金	0
計		36,314

〔人件費の見積り〕

期間中総額 16,615 百万円を支出する（退職手当は除く）。

注 1) 「施設整備費補助金」のうち，当年度当初予算額 44 百万円，前年度よりの繰越額のうち使用見込み額 45 百万円

注 2) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち，当年度予算額 1,455 百万円，前年度よりの繰越額のうち使用見込み額 45 百万円

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金額
費用の部	36,077
經常費用	36,077
業務費	31,147
教育研究経費	2,400
診療経費	10,800
受託研究経費等	694
役員人件費	104
教員人件費	9,049
職員人件費	8,100
一般管理費	1,832
財務費用	207
雑損	0
減価償却費	2,891
臨時損失	0
収益の部	36,320
經常経費	36,320
運営費交付金	10,380
授業料収益	3,461
入学金収益	480
検定料収益	108
附属病院収益	18,909
受託研究等収益	694
補助金等収益	303
寄附金収益	607
財務収益	8
雑益	377
資産見返運営費交付金等戻入	691
資産見返補助金等戻入	167
資産見返寄附金戻入	134
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純利益	243
目的積立金取崩益	0
総利益	243

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	54,363
業務活動による支出	32,553
投資活動による支出	13,099
財務活動による支出	2,119
翌年度への繰越金	6,592
資金収入	54,363
業務活動による収入	35,292
運営費交付金による収入	10,576
授業料・入学金及び検定料による収入	3,777
附属病院収入	18,909
受託研究等収入	694
補助金等収入	303
寄附金収入	656
その他の収入	377
投資活動による収入	12,144
施設費による収入	136
その他の収入	12,008
財務活動による収入	363
前年度よりの繰越金	6,564

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

人文学部（H28募集停止）	人間文化課程	345人	
	現代社会課程	330人	
	経済経営課程	360人	
人文社会科学部	文化創生課程	110人	
	社会経営課程	155人	
教育学部	学校教育教員養成課程	585人	
	養護教諭養成課程	95人	
	生涯教育課程（H28募集停止）	210人	
	（うち教員養成に係る分野 680人）		
医学部	医学科	753人	
	保健学科	860人	
	（うち医師養成に係る分野 753人）		
理工学部	数物科学科	78人	
	物質創成化学科	190人	
	地球環境防災学科	65人	
	電子情報工学科	229人	
	機械科学科	80人	
	自然エネルギー学科	30人	
	数理科学科（H28募集停止）	120人	
	物理科学科（H28募集停止）	120人	
	地球環境学科（H28募集停止）	174人	
	知能機械工学科（H28募集停止）	174人	
	学部共通	20人	
	農学生命科学部	生物学科	160人
分子生命科学科		160人	
食料資源学科		55人	
国際園芸農学科		50人	
地域環境工学科		120人	
生物資源学科（H28募集停止）		105人	
園芸農学科（H28募集停止）		120人	
人文社会科学研究科	文化科学専攻	20人	
	（うち修士課程 20人）		
	応用社会科学専攻	12人	
			（うち修士課程 12人）
教育学研究科	学校教育専攻	12人	
	（うち修士課程 12人）		
	教科教育専攻	46人	
	（うち修士課程 46人）		
	養護教育専攻	6人	
			（うち修士課程 6人）

医学研究科	医科学専攻	210人 (うち博士課程 210人)
保健学研究科	保健学専攻	85人 〔うち博士前期課程 55人〕 〔うち博士後期課程 30人〕
理工学研究科	理工学専攻	210人 (うち博士前期課程 210人)
	機能創成科学専攻	14人 (うち博士後期課程 14人)
	安全システム工学専攻	14人 (うち博士後期課程 14人)
農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	120人 (うち修士課程 120人)
地域社会研究科	地域社会専攻	18人 (うち博士後期課程 18人)
附属小学校	663人	
	学級数	21
附属中学校	530人	
	学級数	15
附属特別支援学校	60人	
	学級数	9
附属幼稚園	90人	
	学級数	4